

水道直結式スプリンクラー設備工事基準

平成 21 年 10 月 1 日 施行

城陽市上下水道部

1 総則

「特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。）工事基準は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 179 号。以下「改正令」という。）の公布により、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、また給水装置に該当する水道直結式スプリンクラー設備の設置が認められたことに基づき定めるものである。

2 適用範囲

給水区域内で給水方式が、直結直圧式給水または直結増圧式給水を認める範囲で、配水管動水圧が、0.294MPa（3.0kgf/c m²）以上ある区域とする。

3 設置対象建物及び設置の設計

（1）設置対象建物

1）小規模社会福祉施設（防火対象物で延べ床面積が 275 m²以上 1,000 m²未満のもの）等延べ面積 1,000 m²未満の建物とする。

（2）設備の設計

1）消防法令で規定された消防設備士が設計するものとする。

2）消防設備士の水理計算等により水道直結式素襖リンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるもの。（城陽市指定給水工事事業者は、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して当該地区の配水管最小動水圧等の確認・調査をし、情報提供を行うこと。）

3）配水管最小動水圧は、申込者による現地水圧測定結果等により確認することを基本とする。

4）設計動水圧は、0.196MPa（2.0kgf/c m²）とする。

（3）メーター口径の決定

1）常時の水使用と当該設備の同時使用はないものとし、必要放水量を確保できる給水管径及びメーター口径とする。なお、管内流速は、2.0m/sec 以下とする。

2）当該設備に係る配管及び器具は、給水装置としての構造、材質を求めるが、スプリンクラーヘッドは栓数に含まない。

4 配管方法

（1）新設工事、増設工事及び改造工事の場合

1）水道直結式スプリンクラーヘッド数は消防設備士の指導によるものとする。

2）水道直結式スプリンクラーヘッドからの放水量を確保できる給水管口径とすること。

3）滞留水防止と放水確認のため水道直結式スプリンクラーヘッドを設置する配管管末には給水栓等を設置すること。

4）主管より分岐し、水道直結式スプリンクラーヘッドを設置する配管には開閉方向を表示したバルブ、流向を表示した逆止弁、水抜き弁を設置すること。また主立上がり管の最頂部には空気弁を設置すること。

5) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、結露措置を行うこと。

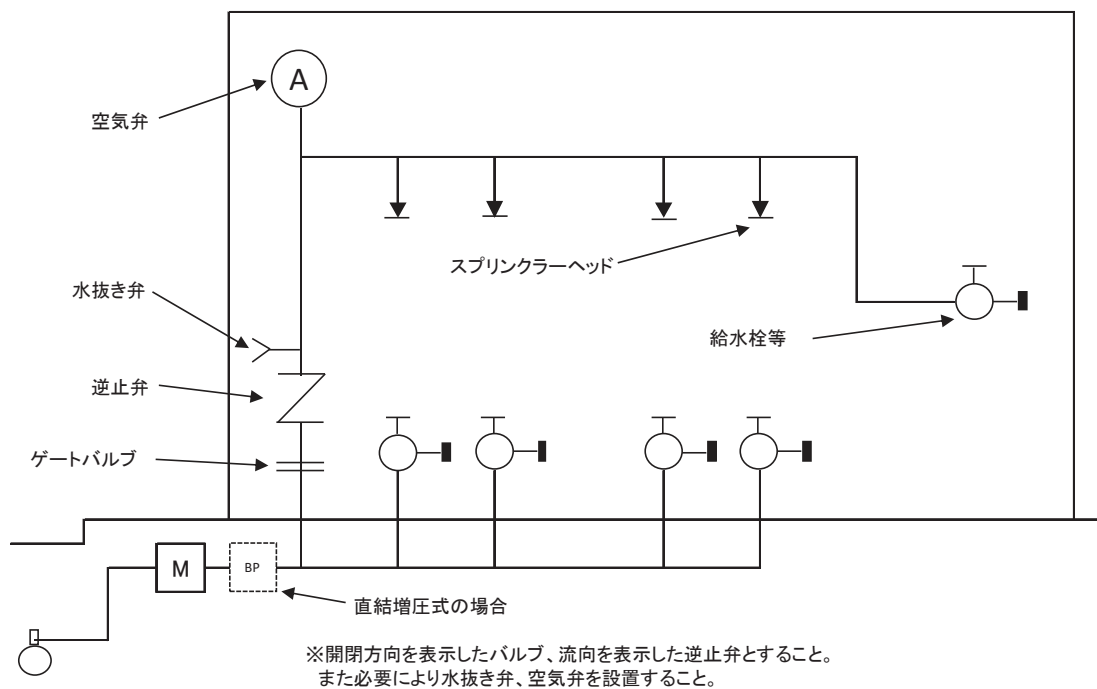
5 使用材料

(1) 水道直結式スプリンクラーヘッド

消防法令適合品でかつ水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものを使用すること。

(2) 配管材料

水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものを使用すること。



6 検査

竣工検査は給水装置委工事基準に基づき行い、検査終了後、指定給水装置工事事業者が城陽市消防本部に連絡し水道直結式スプリンクラー設備の検査を受けること。

7 維持管理

水道直結式スプリンクラー設備を設置する申込者は、城陽市公営企業管理者が定める事項について承諾する旨を「水道直結式スプリンクラー設備設置届（様式D）」により給水装置工事申込時に提出しなければならない。